

次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号。以下「規程」という。）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第3条の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

熊本市上下水道局庁舎電話通信サービス調達（長期継続契約）

### (2) 目的

熊本市上下水道局庁舎での業務に供する固定電話向け通信サービスの調達を行うもの

※詳細は、熊本市上下水道局庁舎電話通信サービス調達仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

### (3) 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局

### (4) 履行期間

令和2年（2020年）7月1日から

令和7年（2025年）6月30日まで

※この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

## 2 担当部局

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局総務課管財班

電話096-381-4063（直通）

ファクス：096-384-4135

電子メール：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

## 3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

## 4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、

熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 熊本市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (11) 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業を営むことについて、同法第9条の登録を受けた者をいう。以下同じ。）であること。
- (12) 当該競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は、単体として競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。当該競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)から(11)までの要件を全て満たすものであること。

## 5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和2年(2020年)3月17日(火)から

令和2年(2020年)3月27日(金)まで

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交

付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。  
なお、仕様書等の設計図書は、入札日までの間、2の担当部局で閲覧に供する

## (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第3号）
- (エ) 電気通信事業者であることを証する書類の写し

### イ 提出期限

令和2年(2020年)3月27日(金)午後5時まで

郵送する場合は、令和2年(2020年)3月27日(金)までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

### ウ 提出部数

1部とする。

### エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号  
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課  
管財班）宛

また、封筒の表面に申請する「件名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

### オ 留意事項

- (ア) 様式については、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。
- (イ) ア(エ)の書類の写しが添付されていない場合は、電気通信事業者であるとは認めない。
- (ウ) 事業協同組合として当該競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員を記載してもよいこととする。この場合において、1組合員でも4(12)の要件を満たさないときは、競争入札参加資格がないと認める。

- (3) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。
- 6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 7 入札説明会  
入札説明会は実施しない。
- 8 仕様書等に対する質問
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ア 提出方法  
書面（様式は自由）により持参、ファクス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファクス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
- イ 受付期間・受付時間  
令和2年(2020年)3月18日(水)から令和2年(2020年)4月8日(水)まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 提出先  
2の担当部局  
ファクシミリ：096-384-4135  
メールアドレス：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。
- ア 閲覧期間  
令和2年(2020年)4月3日(金)までに開始し、令和2年(2020年)4月8日(水)までとする。
- イ 閲覧場所  
2の担当部局
- 9 入札に参加する者が1者である場合の措置  
入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格又は履行期間の変更を行うことがある。

## 10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定めるところにより、入札に参加するものとする。
  - ア 入札日時  
令和2年(2020年)4月8日(水)午前11時00分
  - イ 入札場所  
熊本市中央区水前寺6丁目2番45号  
熊本市上下水道局別館1階入札室
  - ウ 入札方法  
入札書及び内訳書を持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは、認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。
- (2) 入札書には、仕様書に記載する「7 発信数、通話時間等の見込み」及び「8 通信料金の区分等」に基づき計算した履行期間に係る費用の総額を記載すること。
- (3) 入札書に記載された金額(入札金額)に対応する入札内訳書(様式第4号)を入札書とともに提出すること。
- (4) 本件入札に係る契約は、初期費用を除き、基本使用料及び通話料の区分ごとの単価契約である。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を内訳書に記載すること。
- (6) 入札執行回数は、2回までとする(2回目の入札書及び内訳書の提出については、別途指示する。)
- (7) 入札書又は内訳書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取消しをすることができない。
- (8) 一の入札参加者が複数の入札書又は内訳書を提出したと認められるときは、いったん開札して確認の上、それら全てを無効とする。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、入札書(イ又はウに該当する場合にあっては、入札書及び内訳書)を無効とする。
  - ア 内訳書が提出されなかった場合
  - イ 内訳書を確認し、当該内訳書に記載された金額が入札書に記載された金額と一致しない場合
  - ウ イに掲げる場合のほか、内訳書に不備がある場合
- (10) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第5条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に於いて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (11) 無効とした入札書及び内訳書は、返却しないものとする。

## 1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は、設定しない。

## 1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金

規程第2条において準用する規則第5条第2項第4号に定めるところにより、免除する。

### (3) 契約保証金

規程第2条において準用する規則第22条に定めるところにより、落札者は、契約金額（初期費用の契約金額並びに基本価格及び通話料の区分ごとの契約金額に予定数量を乗じて得た額の合計額）を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

### (4) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

### (5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取

り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) この入札にかかる契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約であり、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、当該契約の変更又は解除を行う。
- (10) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）